

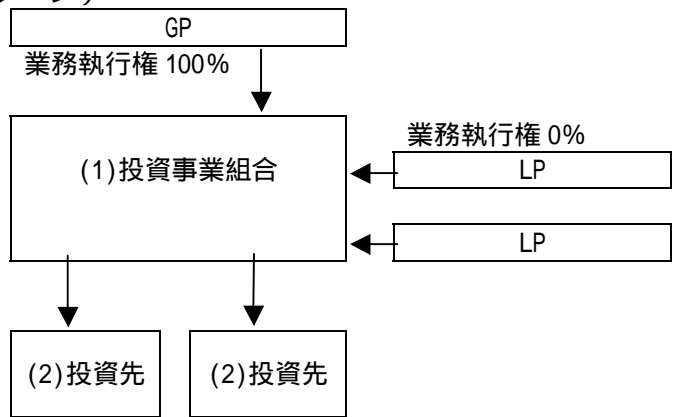
審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(検討のための参考)

	(1)投資事業組合の支配について	(2)投資先の支配について
<p>意思決定機関への関わり (Q2(財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合)との関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資決定は、GPのほか「投資委員会」「選定委員会」「アドバイザリーボード」で行う場合が多い ・ 投資事業組合の共有性が実質 完全な共同事業であればともかく、GP中心にGPの資金も含む投資の実質は「共有」か 	<p>投資先の企業価値向上の「支援」であって「支配」ではない</p> <p>資金のみではなく人材や経営ノウハウなども支援し積極的に経営に関わる場合(ハンズオン)が多いのではないか</p>
<p>支配は一時的であること (Q4との関係)</p>	<p>ファンドは、企業価値を高めた後に売却を図る契約上、有期限(VC:10年前後、B0:3-5年程度)の投資である(ファンド内の投資先は数年のものも多い)</p> <p>投資対象は未上場、不振企業など流動性が低い場合が多く、期待した投資回収まで時間がかかるものもあるのではないか</p>	<p>企業価値を高めた後に売却を図る投資である</p> <p>(同左)</p>
<p>連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある (Q5との関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 と から総合的な懸念(管理収入が連結消去される、規模が過大表示される)当該業務が、管理中心なのか自己投資中心なのかの見方の相違か。前者分は個別、セグメント情報でわかるのではないか。 ・ 既に個別上、持分割合を取り込んでいる(総額法) 比例連結の是非を含む連結原則そのものの議論か ・ 出資額が「僅少」でなくとも「少ない」場合は、多くの損益が外部者に帰属する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 と から総合的な懸念(投資先の未実現利益を計上する、営業投資有価証券が連結消去される) 「投資業」の実態は何か。純額表示の原価法か連結・持分法か ・ 意図していない多種多様な業種を開示し、かつ頻繁に入れ替わることにより、投資業の実態と乖離し誤導しないか、比較可能性を失わないか含めることこそが、長期間の支配を伴う投資の実態ではないか

(イメージ)



(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（２）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

< 投資育成目的で他の会社等の株式を所有している場合の取扱い > （Q3 なお書き参照）

【A 案（監査委員会報告第 60 号 2(6) を準用）】

なお、子会社である投資事業組合が、営業取引としての投資育成目的で他の会社等の株式を所有している場合には、Q1 の A の 1 又は 2 のそれぞれ(1)から(3)のいずれかを満たすことがある。その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、当該投資事業組合の子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。したがって、この場合には、当該他の会社等は、親会社の子会社に該当しないことができる。

【A' 案（主体や目的は広げるが、条件を追加する どのような条件が該当するか）】

なお、子会社である投資事業組合が、営業取引としての投資育成目的や再生支援目的で他の会社等の株式を所有している場合には、Q1 の A の 1 又は 2 のそれぞれ(1)から(3)のいずれかを満たすことがある。その場合であっても、**条件**（×××である）ときには、一般的には当該他の会社等を支配しているとは認められない。したがって、この場合には、当該他の会社等は、親会社の子会社に該当しないこととなる。

【A" 案（VC 以外（少なくとも組合）は該当しない）】又は【B 案（そもそも監査委員会報告第 60 号 2(6) を見直すべきである）】

なお、子会社である投資事業組合が、営業取引としての投資育成目的や再生支援目的で他の会社等の株式を所有している場合でも、Q1 の A の 1 又は 2 のそれぞれ(1)から(3)のいずれかを満たすときには、通常、投資先である当該他の会社等の意思決定機関を支配していると考えられるため、当該他の会社等は、親会社の子会社に該当することとなる。

有期限、
出資の募集
時や期中の
運用状況に
ついて当該
組合への出
資者に報告、
多額では
ない出資
（20%程度）
にも係らず
連結するこ
とにより誤
解を招くた
め、子会社
への出資と
も保有目的
が異なる、
という意見あり